

物価高騰等の影響で生活にお困りの方に対し、
食の支援を行う団体を応援します！！

船橋市食料支援活動 応援事業助成金



支給額

食料支援活動の実施回数が月1回の場合 **5万円**

食料支援活動の実施回数が月2回以上の場合 **10万円**

※食料支援活動に加えて他の助成対象団体に食材を無償で提供する活動を行っている場合は**10万円**を加算します。

申請期間

令和7年11月4日（火）～令和7年12月26日（金）

※郵送の場合は必着

助成要件

- ① **5人以上**で構成され、団体の規約等を有していること。
- ② 市内において、令和7年4月1日以降継続して**月1回以上**の食料支援活動を行い、交付申請後も**6か月以上継続して月1回以上**の食料支援活動を行う予定があること。
※ただし、食料支援活動の実施場所が施設の改修により使用できないなど、食料支援活動の実施が困難と認められる場合はこの限りではありません。
- ③ 交付申請後に実施する食料支援活動が、**1回又は1月につき10人以上**の支援を可能とする予定であること。
- ④ 交付申請後に実施する食料支援活動が利用料を徴収する場合にあっては、**1食あたり大人300円以下、こども150円以下**とする予定であること。

※申請方法等、詳細は裏面をご覧ください。

【問い合わせ先】

船橋市福祉サービス部地域福祉課

TEL：047-436-2314

メールアドレス：chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp

受付時間：平日9:00～17:00

市HPはこちら⇒



申請方法

以下のいずれかの方法でご申請ください。

(1)書類を持参

船橋市役所地域福祉課（船橋市湊町2-10-18千葉県船橋合同庁舎4階）にご持参ください。

(2)書類を郵送

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 船橋市役所地域福祉課宛にご郵送ください。

(3)書類を電子メールで送信

件名に「食料支援活動応援事業助成金交付申請」とご記載のうえ、
chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp まで送信ください。

(4)スマート申請（オンライン申請）で申請

以下URL又は右記の二次元コードからフォームに移動し、
必要事項を入力してください。



<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure-alias/syokuryosien>

必要書類

- ①船橋市食料支援活動応援事業助成金交付申請書（第1号様式）
- ②船橋市食料支援活動応援事業助成金事業計画書
- ③団体の定款又は規約等
- ④団体役員等の名簿
- ⑤団体の活動内容がわかる資料

※船橋市に口座情報の登録がない場合は、相手方登録申請書の提出も必要です。

事業報告

- ①船橋市食料支援活動応援事業助成金事業報告書（第4号様式）
- ②船橋市食料支援活動応援事業助成金事業経過報告書

※詳細は申請受付後にご案内します。

官民連携会議への参画

船橋市では、官民連携による生活困窮者支援を推進するためのプラットフォームとして、生活困窮者支援に関係する団体等が参加し、生活困窮者の状況把握や課題整理、支援方法等の検討を行う「船橋市生活困窮者支援官民連携会議」を開催しております。

助成金を申請した団体は、令和8年4月下旬（予定）に開催されるこの会議に出席し、申請事業のほか団体の活動内容等をご説明いただくようお願いします。

※詳細は申請受付後にご案内します。

ご不明な点等ございましたら、
表面の問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

